

入札説明書

令和 8 年度事務サポートスタッフ事務に係る労働者派遣業務の入札については、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）その他の法令及び契約条項に定めるもののほか、下記に定めるところによるものとする。

記

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 8 年度事務サポートスタッフ事務に係る労働者派遣業務

(2) 入札案件の仕様等

別添「令和 8 年度事務サポートスタッフ事務に係る労働者派遣業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 派遣期間

上記(3)の期間のうち、県が指定する期間

(5) 派遣予定の人・月数

46.5 人・月（944 日）

(6) 就労場所

島根県松江市殿町 1 番地（島根県庁第二分庁舎 4 階）

島根県健康福祉部本庁各課

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に参与させている者でないこと。

(4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(5) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(7) 厚生労働省委託事業の有料派遣事業者認定制度による「優良派遣事業者」として認定されている者であること。

(8) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体等において、種類と規模をほぼ同じくする労働者派遣業務を受託し、確実に履行した実績のある者であること。

(9) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者又は納税義務のない者であること。

3 入札参加資格確認申請

(1)入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「優良派遣事業者」であることを証明する書類（認定証の写しなど）
- イ 過去2年間の国又は地方公共団体等との労働者派遣業務委託契約実績のわかるもの（様式不問、島根県健康福祉部健康福祉総務課との契約実績については省略可）
- ウ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの）
- エ 島根県税の納税証明書（発行後3か月以内のもの）
- オ 委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出の可）

(2)申請書提出方法

- ア 申請書及び添付書類の提出部数は、1部とする。
- イ 提出期限までに郵送又は持参とする。
- ウ 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3)申請書及び添付書類の提出期限及び場所

提出期限：令和8年3月10日（火）午後5時00分まで

提出先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁第二分庁舎4階）
島根県健康福祉部健康福祉総務課 健康危機管理・保健所支援スタッフ
電話 0852-22-6331 FAX 0852-27-6317

(4)入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和8年3月13日（金）までに通知する。

4 入札保証金

- (1)島根県会計規則第61条第1項の規定により、次の算出方法により算出した金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

算出方法：入札単価×7.75×944×1.10

- (2)入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、3(1)イにより過去2年間に国又は地方公共団体等と同種の契約を締結し、誠実に履行していることが確認できた場合には、島根県会計規則第61条の2に該当するものとし、入札保証金を免除する。

5 入札、開札の方法等

(1)日時

令和8年3月18日（水） 午前10時00分

(2)場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁第二分庁舎1階101会議室

(3)入札方法等

- ア 郵便、電話、ファックス等による入札は認めない。
- イ 入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ。）は、封印した入札書を入札箱に投函しなければならない。
- ウ 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた金額を見積もること。

- エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税を除いた派遣労働者1名当たりの時間単価を見積もり、入札書に記載すること。
- オ 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- カ 入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。
- キ 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

(4)開札の方法

- ア 開札は、入札者及び健康福祉部健康福祉総務課職員を立ち合わせて行う。
- イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度の入札を行う。

(5)再度入札

- ア 再度入札は、2回まで行うこととする。
- イ 入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

(6)落札者の決定方法

- ア 島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あったときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- ウ なお、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約締結の協議を行うものとする。ただし、その場合でも、予定価格は変更しない。

(7)入札の無効

島根県会計規則第63条の各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(8)不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部健康福祉総務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9)入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。また、令和8年2月議会において、本説明書に示した契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札を行わない。

(10)調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じること。また、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

6 契 約

(1)契約条項

別途契約書を締結する。

(2)前金払

契約金額に係る前金払いは行わない。

(3)契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 3 第 1 項の規定により、14 日以内に契約を締結するものとする。
- イ 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により島根県知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本計契約は確定しないものとする。

(4)契約保証金

- ア 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、次の算出方法により算出した金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

算出方法：入札単価×7.75×944×1.10

- イ 契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、3(1)イにより過去 2 年間に国又は地方公共団体等と同種の契約を締結し、誠実に履行していることが確認できた場合には、島根県会計規則第 69 条の 2 に該当するものとし、契約保証金を免除する。

7 質 疑

質疑は、書面により令和 8 年 3 月 3 日（火）正午までに持参、ファックス又は郵送により提出するものとする。回答については、随時、入札説明書受領者全員に対して行う。

提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地（島根県庁第二分庁舎 4 階）
島根県健康福祉部健康福祉総務課健康危機管理・保健所支援スタッフ
電話 0852-22-6331 FAX 0852-27-6317

8 入札説明書添付資料

- (1)入札参加資格確認申請書
- (2)入札書（様式第 4 号の 1、様式第 4 号の 2）
- (3)委任状（様式第 3 号）
- (4)入札書に関する注意事項
- (5)入札保証金の免除に関する誓約書
- (6)契約保証金の免除に関する誓約書
- (7)質疑票

9 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地（島根県庁第二分庁舎 4 階）
島根県健康福祉部健康福祉総務課健康危機管理・保健所支援スタッフ 担当：清山
電話 0852-22-6331 FAX 0852-27-6317
E-mail：kenpuku-somu@pref.shimane.lg.jp